

# 定 款

株式会社 ブロードエンタープライズ

# 定 款

## 第 一 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ブロードエンタープライズと称し、英文では、BROAD ENTERPRISE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ウェブサイト、ウェブコンテンツおよびデジタルコンテンツの企画、開発、制作、デザイン、販売、運用、管理、保守およびそれらのコンサルティング
- (2) インターネットの通信回線およびインターネットサービスプロバイダーの契約に関する取次業務
- (3) コンピューターソフトウェアの開発および販売
- (4) コンピューターソフトウェアに関する各種コンサルティング
- (5) 電気通信機器および設備の販売、設置、保守および管理
- (6) 一般電気工事業および電気通信工事業
- (7) 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
- (8) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、9, 536, 000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

## 第三章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 四 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第18条 当会社の取締役は9名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役等であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第五章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

- 第27条 当社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

- 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

- 第29条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。
- 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する

事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第31条 当社は、監査役会の決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第32条 監査役会は各監査役がこれを招集する。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

## 第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第七章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

- 2 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

- 第44条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和五年3月2日

大阪市北区太融寺町5番15号  
株式会社ブロードエンタープライズ  
代表取締役 中西 良 祐